学校図書館と情報メディア

太田信宏 英語英文科

The School Library and Information Media

Nobuhiro Ota

Department of English Language & Literature

1. **はじめ**に

コンピュータが誕生してから、およそ50年 が経過しているが、図書館に初めてコンピュー タが導入されたのは1970年代のことである。 図書館におけるコンピュータ導入の目的は、 当初、貸出・返却業務や図書の受発注など、 いわゆる図書館業務機械化のためであった。 その後、情報化社会の発展とともに、現在で は多くの図書館でコンピュータの導入が進み、 効率化と同時に利用者へのサービス向上が図 られてきた。書誌情報に関してもCD-RO M検索やOPAC (Online Public Access Catalog)が普及し、それまでのカード目録 による検索に比べ、キーワード検索が可能に なるなどの自由度が広がったことで、従来型 カードの制約を受けない柔軟な情報検索が可 能になってきている。またネットワークの発 展によって学術情報センターなどの外部機関 や他の図書館との連携が進み、自館内にはな い外部の情報を入手することができるように なっている。1990年代中頃から急激に広まっ たインターネットによって、一般の人々がネッ トワークを通じて自由に情報の交換や発信を 行うことが可能になり、電子化された様々な コンテンツが、現在ネット間を流通している。 このインターネットの普及によって、電子図

書館の可能性は一段と現実的なものになり、 現在それに向けてのいろいろな実験プロジェ クトが動いている。

このような時代背景の中で、当然のことながら今後の図書館のあり方は、コンピュータネットワークというものと、これまで以上に密接に関わることになる。小・中・高の各学校におけるコンピュータ設置率やインターネット接続台数は年々上昇しており、学校図書館の中に存在するコンピュータも充実度を増しながら、徐々にその役割を変化させていくと考えられる。

司書や司書教諭を目指す学生にとって、図書館とコンピュータネットワークの関係を理解すること、今後の図書館が果たすべき役割についての認識を深めること、さらに法律上発生する様々な問題や課題に対する正しい知識を持つことが非常に重要になってくる。本論では司書および司書教諭課程の中で、特にコンピュータネットワークと情報メディアに関わる部分を中心に、「電子図書館」、「著作権」、および「情報検索とメディア」という視点から考察していくこととする。

 電子図書館とコンピュータネットワーク 1990年代以降、電子図書館に対する様々な 試みが行われている。電子図書館という言葉の正確な定義はいまだ定まっていない面もあるが、ここでは単純に「コンピュータネットワークのもとで図書情報を検索し、電子と」としておく。WWWにおけるハイパーテキストの世界ではすでに電子図書館の機能の一部が実現しているといってよい。さらにハイパーテキストの上位概念として存在する、文字情報にマルチメディア情報を付加した「ハイパーメディア」の基盤技術を活用することで、電子図書館はより現実のものへと近づくことになる。

本格的な電子図書館の実現に向けて、いくつかのプロジェクトが現在活動中である。そのうちの一つに「パイロット電子図書館プロジェクト」がある。これは国立国会図書館が1994年より情報処理振興事業協会(IPA)と協力して進めている実験プロジェクトで、次の2つのプロジェクトから成り立っている。①総合目録ネットワークプロジェクト

各図書館がそれぞれ所蔵している和図書の 目録情報を自動的に照合・更新しながら総合 目録データベースを構築することを目的とし た実験プロジェクトである。都道府県立図書 館及び指定都市立図書館から書誌データの提 供を受けており、1997年11月現在で所蔵件数 801万件の書誌データベースが構築されてい る。

②電子図書館実証実験プロジェクト

国立国会図書館所蔵の資料のうち、貴重書、明治期刊行図書、第二次世界大戦前後の刊行図書、国内刊行雑誌、国会審議用調査資料、憲政資料、出版者提供資料など約1000万ページにわたる資料を電子化することで、電子図書館としての実用性を検証する実験プロジェクトである。評価実験はインターネット上でモニターを募って行われている。

他の電子図書館プロジェクトとしては、学術情報センターが実施している「NACSISーELS」などがある。これは各学会が発行している論文等の文献を電子化したもので、タイトル、著者名、キーワード等を検索語として検索を行い、論文全文を読むことができるようになっている。1999年3月19日現在における収録数は75学会227タイトルとなっている。

理想の電子図書館に向けた実験プロジェク トに対して、小・中・高の学校現場における 図書館は予算規模においても、また人的資源 においても厳しい面があるのが実情であろう。 学校のパソコン設置台数が徐々に増え、イン ターネット接続に対する整備が進んでいくに しても、それらはまず教科全体で共通的に利 用できるような置き方で考えられていくはず である。実際問題としては、図書館専用のパ ソコン端末がすぐに充実していく状況は考え にくいことから、学校が電子図書館化するの はかなり先の話であろう。したがって学校現 場の場合、図書の有効利用に関しては、より 現実的な側面からの対応を考えていかなけれ ばならない。その一つは他校あるいは地域の 公共図書館との連携である。コンピュータの ネットワークを利用して目録情報を共有する ことで(これは電子図書館の考え方である)、 たとえ一校ずつでは限られた予算であっても、 複数の図書館で相互貸出制度が確立できれば、 図書資料の有効利用が可能になる。

もう一つの対応はインターネットを活用することである。文部省の1998年12月時点の報告書によれば2001年までに小学校を含めたすべての学校に対してインターネット接続されるよう整備計画が立てられている。学校の中にインターネット接続されたパソコンが増えてきて、生徒が常時インターネット利用できるようになれば、仮に必要な本そのものが手

に入らなかったとしても、それに変わる情報をインターネット経由で入手することが可能になる。もちろんインターネットは、情報の質という点でいえば玉石混淆の世界であるから、自分が求めている情報を正しく探し出ていくためにはそれなりのノウハウが必要である。学校現場において、インターネットの利用が恒常化していけば、今後、司書教諭に求められる要素の一つとして、「インターネット上に存在する膨大な情報を有効活用できる」という技術が要求されることは、当然考えておくべきことである。

3. 学校現場における著作権の扱い

電子図書館を語るときに、必ず出てくるのが著作権の問題である。著作物は著作権者の許諾なしに複製することはできないが、図書館資料の複製や、教育現場における著作物のコピーなど、著作権法の中に複製に関して一部認められている特例があり、学校現場や図書館においては、著作権の扱いを正しく認識しておく必要がある。

著作権法第1条をみると、その目的は「著作者の権利を定め、文化的所産の公正な利用に留意し、もって文化の発展に寄与すること」となっている。したがって著作権者に対してその権利保護を図るという側面と、文化の発展が妨げられないよう一定の制限を著作権者に対して求めるという側面の両方を併せ持っているといえる。

例外的に認められている複製の一つが第31条「図書館等における複製」である。ここでの要点は三点あり、第一に「利用者に対する一人一著作物までの複製」、第二に「図書館自体が資料保存のために行う複製」、第三に「他の図書館との相互貸借を目的とした複製」である。しかしこれらは当然のことながら、無条件に複製を許可しているという意味ではないこと、また基本的には従来型の「建物の

中に本が所蔵されている図書館」を想定した ものであることから、ネットワークによるア クセスやデジタル書籍を扱う電子図書館に対 して、そのまま適用できるという意味ではな い。

デジタルデータは「複製が容易に行える」、「複製物はオリジナルと完全同一になる」、「ネットワーク上で同時複数伝送が可能である」などの特性を持っている。デジタル書籍を読むという行為はほとんどの場合、データの複製と同義であるといえることから、デジタル型著作物の取り扱いについては、著作権法上に大きな問題を含んでいるといえる。従来型図書館では、「本を借りる」ことは無料であったが、貸し出しや閲覧の都度データの複製が発生する(と考えられる)電子図書館では、著作権法からみても料金の徴収は避けて通れない議論であろう。本論では触れないが、数例の課金システムの研究が、具体的に進められている。

著作権法第35条では学校現場における著作物の複製を認めている。この場合も無論、無条件で複製ができるという意味ではない。複製が認められるのは次の5つの条件をすべて満たした場合に限られる。

- ①授業を担当する教員がコピーすること。
- ②授業の過程で使用すること。
- ③必要最小限のコピーであること。
- ④公表された著作物であること。
- ⑤著作権者の利益を不当に侵害しないこと。

この第35条があることから、学校現場での 著作権に対する認識が甘くなり、教育のため ならばコピーが許されるという間違った解釈 がされている場合がある。特にコンピュータ ソフトウェアの不正コピーについては以前か らその問題が指摘されていた。著作権法上は プログラムも著作物であり、授業で使用する という理由で市販のソフトウェアをコピーす ることは、上記⑤に反する明らかな著作権法 違反である。

その他、一定の条件の下に複製が認められるケースとしては、第33条「教科書等への掲載」や第36条「試験問題としての複製」がある。また学校現場に限らなければ、第30条「私的使用のための複製」や第32条「引用」なども著作者の利益を侵さない範囲で著作権を制限するための条文である。

インターネットが発展し、現在ではホーム ページを通して他人の著作物が簡単に入手で きるようになってきている。また逆に自分自 身がホームページから情報を発信すれば、そ の時点で自動的に著作権者となりうる時代で ある。サイバースペースにおける電子的な交 流では、著作権の問題が密接に関わっている という認識を、今後は絶えず持っておく必要 がある。図書館学課程の改訂によって、カリ キュラムの中にコンピュータ演習の要素を含 む科目がかなり入っている。たとえば「情報 メディアの活用」や「情報検索演習」ではイ ンターネットやホームページをフルに活用し て授業を行うことが想定される。このような 意味からみても、著作権や著作物に対する正 しい知識について十分な指導が必要であると 考えられる。

4. 情報検索の形態

次に「情報検索」ということについて、それがどのようなものであるか、また情報検索と授業との関わり方について、少し広い意味で考えてみたい。

大量に存在する情報をコンピュータで検索したり、抽出したりすることができるように、データを体系的に整理・組織化したシステムのことをデータベースという。図書館における書誌情報は、データベースシステムとして活用するのに適した代表的な例の一つである。さまざまな情報が電子化され、コンピュータ上のファイルとして記録されている現在、書

誌情報に限らず「あらゆる情報資源の中から 的確に情報を検索できること」さらに「検索 結果に対して情報の有効な利活用ができるこ と」が求められる時代になっている。当然の ことながら、これらは司書および司書教諭に 対しても要求される必須の技能であり、前述 した科目が履修要件になるなど、カリキュラ ムの中でも対応がはかられている。

ここでいう情報検索とは、電子ファイルと して記録された情報に対しコンピュータを利 用して検索することである(データベースシ ステムはコンピュータ上に構築されているの が普通であり、検索時にコンピュータを利用 するのは当然のことではある)。この情報検 索の方法には、大きく分けて二つの形態があ る。一つは他のコンピュータやネットワーク への接続を行わず、自分自身のコンピュータ 内に存在するデータベースを検索する、いわ ゆる「オフライン検索」である。CD-RO Mを利用したデータベース検索などがこれに 当たる。もう一つはネットワークを利用して、 外部に存在するデータベースから情報を入手 することを目的とした「オンライン検索」で ある。文字を中心としたコマンドベースのオ ンライン検索は、パソコン通信の世界では比 較的以前から実現されていた。最近ではイン ターネットのホームページ上からデータベー スにアクセスできるようなオンライン検索 (Web検索)も登場しており、インターフェー スもコマンド中心から、グラフィカルでわか りやすい方式へと変化している。また無数に 存在するホームページそのものを一つの情報 源と考えれば、ホームページを検索すること 自体が一種の情報検索であるという見方もで きる。上記の「オフライン検索」と「オンラ イン検索」について、利用するメディアの特 性という視点から次に取り上げてみる。

5. 電子メディアの活用

(1) CD-ROM検索

オフライン検索の場合、データベースの提供媒体として現在ではCD-ROMを利用するが一般的である。データ量にもよるが、マルチメディア百科事典のようなケースでは、CD-ROM1枚にデータベース全体が記録できず、複数枚になってしまうことも最近では見受けられる。将来的にはより記憶容量の大きなDVDなどへ移行していくのであろうが、ここではCD-ROM検索ということについて話を進めることとする。

現在のパソコンにはほとんど例外なく、C D-ROMドライブが装備されているため、 データが蓄積されたCD-ROMと専用の検 索ソフトがあれば、手軽に情報検索が利用で きる。「オフライン検索」では外部へのネッ トワーク接続を行わないことから、通信状態 と利用料金に気を使わなくてよいという点が 最大のメリットになる。すなわち接続設定に 関する手間が必要なく、回線のスピードや混 雑具合を気にすることもなく、また回線使用 料やデータベースアクセスに対する課金も一 切必要ない。したがって特にデータベース検 索の初心者が、「検索の練習をする」という 使い方をする場合に適しているといえる。慣 れるまで繰り返し練習ができるという意味で、 「情報検索演習」などの授業に利用すること も有効な方法である。

逆にCD-ROM検索の欠点は、タイムリーな情報の入手ができない(または困難である)ということである。一度CD-ROMに焼き付けられた情報は書き換えることができないため、常に同じ情報の中からしか検索ができない。新しい情報を得るためには内容が更新された別のCD-ROMを入手しなければならないため、日々更新されるような情報が必要な状況においては、オフライン検索では基本的に対応ができない。製品化されているC

D-ROMデータベースの場合でも、更新の 頻度は数ヶ月に1回程度というのが普通であ る。したがって、CD-ROMデータベース は最新情報の入手を主目的とするような検索 には適さない。これらの意味からも、司書課 程における「情報検索演習」のように検索操 作自体が目的であるような授業用教材として 利用するのに向いているといえよう。

情報検索を行うことができる市販のCD-ROMには非常に多くの種類があるが、その 一部を下記に示す。

「情報検索が行えるCD-ROMの例」

- ① J B I S C (日本図書館協会) 国立国会図書館の日本全国書誌 JAPAN MARCのCD-ROM化
- ②CD-BOOK 日外アソシエーツ作成の書誌情報データベー
- ③CD-HIASK 日外アソシエーツ作成の朝日新聞記事の全 文データベース
- ④エンカルタ総合大百科マイクロソフト社のマルチメディア百科事典
- ⑤世界大百科事典 日立デジタル平凡社のマルチメディア百科 事典
- ⑥広辞苑(岩波書店)
- ⑦CD-ROM版情報検索の演習 授業や講習会などで情報検索を行うための 練習用に作成されたデータベース(日外ア ソシェーツ)

一般にデータベースは格納されている情報の量や質そのものに価値があるため、1枚のCD-ROMが非常に高価格になるような製品も多く見受けられるが、検索操作習得のような授業での利用を目的とし、情報量を少な

く抑えた廉価版CD-ROMなども出ている。なお実際には、検索を行う際に専用の検索ソフトが必要になるが、CD-ROMデータベースの場合、1枚のCD-ROMの中に検索ソフトが含まれているタイプと、CD-ROMはデータ部分のみで別途検索ソフトを準備しなければならないタイプのものと2種類の形式がある。

(2) オンライン検索

ネットワークを利用して、外部にあるデータベースを検索するのが「オンライン検索」である。オンライン検索ではパソコンのほかに、接続するための通信機器や回線といった通信設備、さらに通信を行うための専用ソフトウェアが必要になる。

オンライン検索の利用方法にはいくつかの 形態があるが、大別すると次の二つに分ける ことができる。一つはデータベースの提供者 からユーザIDとパスワードを取得し、にアク して電話回線を利用してデータベースにないた である。以前から行われてい索インを ある。対するオンライン検索していた がこの方法である。もう一つは検イスに対するオットのホームページを利用して検索 を利用してがよった はなかこの方法である。もう一つは ターネットのホームページを利用して発展とと もに、り増えてきている。インターネットに かなり増えてきている。として、ここでは 展開は後で述べることとして、考えてみたい。

このタイプはオンライン検索の形態としては比較的歴史があり、利用者は電話回線とモデムおよび通信ソフトを準備することで外部データベースへのアクセスが可能となる。ほとんどの場合、データベース提供者に対して事前の利用申請手続きが必要であり、オンライン検索を利用する際にはユーザ I Dとパスワードによる認証確認が行われる。必要な料金は、通信費である電話代に加え、データベー

スシステムに対する使用料が課金される。料金体系には固定制と従量制とがあり、従量制では「1分いくら」という具合に時間に対して課金されるケースや「検索結果1件いくら」というように処理件数や検索回数に対して課金されるものもある。また情報の質によって料金を設定するケースもあり、たとえば概略の一覧は無料だが詳細情報は有料とする場合や、見出しと全文とで料金に差をつけるなど様々なケースがある。

ホストコンピュータとのやりとりは文字を中心とした対話形式で行い(コマンドまたはメニュー方式のどちらかであることが多い)、あらかじめ決められた方式で検索条件を入力することで検索結果が返される。検索処理そのものはホスト側で行われるため、利用者が自分で検索ソフトを準備する必要はないが、データ送受信のための通信ソフトが別途必要となる。

学術情報、図書館情報、人物情報、政治・ 経済情報、新聞記事など目的に合わせて利用 できるデータベースには様々な種類がある。 代表的なデータベースの一部を下記に示す。 ①NACSIS-IR

学術情報センターが提供するデータベースで、様々な学術論文、学会発表情報、文献索引、図書の目録所在情報などを検索することができる。

②NICHIGAI-ASSIST

日外アソシェーツが提供する商用データベースで、人物・人材情報、図書内容情報、雑誌記事情報、賞・受賞情報、技術用語情報などがある。

3G-Search

ジー・サーチ社が提供する商用データベースで、新聞記事、企業情報、人物情報など広範囲な情報を提供している。

4DIALOG

アメリカの商用データベースで世界最大規

模といわれており、取り扱っている情報もニュース、メディア、産業、政治、経済、科学技術、環境、エネルギー、医学、食物、社会科学など広範囲にわたっている。

⑤JOIS

科学技術情報事業本部(JICST)が提供する科学技術に関する研究論文や文献情報に関する研究論文や文献情報に関するデータベースである。

⑥PATOLIS

日本特許情報機構(JAPIO)が提供するデータベースで特許に関する情報を検索することができる。

上記以外にもオンライン検索ができるデー タベースはいろいろあるが、いずれもアクセ スを行う場合には、まず利用登録をしてユー ザIDとパスワードを取得することが必要に なる。またこれらのデータベースはゲートウェ イと呼ばれるネットワーク相互利用のサービ スを行っていることが多く、一つのユーザー Dを取得することで他のデータベースシステ ムへの検索が可能になったり、または他のオ ンライン検索を利用する上で何らかの特典が ついたりすることがある。たとえば「NAC SIS-IRに登録しているユーザはJOI Sのデータベースを割引料金で検索できる人 「ニフティなどのパソコン通信の利用者はそ の会員IDによって、NICHIGAI-A SSISTやG-Searchのデータベー スにアクセスできる」などである。

司書課程における「情報検索演習」の授業項目の中には、これら外部データベースに対するオンライン検索も含まれているが、授業現場で全員に検索の演習をさせることにはいくつかの点で困難な面がある。その理由の一つはユーザIDの問題である。オンライン検索の際にはユーザIDとパスワードによる認証が行われるが、授業の受講者全員に異なるユーザIDを準備する(すなわち学生全員に

利用申請をさせる)ことは現実的ではない。一般には教員または学校が登録した、ある限られたユーザ I Dを使用して検索操作を行うことになる。そのため受講者が各自で検索して確認するというよりも、「他の人が検索するところを眺めている」という状態になりやすい。

もう一つの問題は課金である。当然のこと ながら、商用のデータベースは情報を提供す るためのものであり、検索の練習や操作自体 が目的ではない。したがって検索操作そのも のを教えることが目的でアクセスすることは、 検索本来の目的からみれば料金の無駄である。 接続時間で課金される例で考えれば、仮に1 コマのうち60分間をアクセスしたとすると、 400円/分の使用料が必要なデータベースに おいては1回の授業当たり2万4千円かかる 計算になる。利用料金はいろいろであり、もっ と高額のデータベースもある。(もちろん、 もっと安い料金設定のデータベースも多数あ る。また時間方式の課金だけではないため、 たとえばNACSIS-IRの目録所在検索 のようにデータベースを1回呼び出すたびに 一定額を課金される方式を利用すれば、同一 データベースに対して学生が交代で何回検索 しても料金は固定というケースもあり得る。) さらに、接続にモデムと電話回線を使用し

さらに、接続にモデムと電話回線を使用している場合には、これ以外に電話料金が必要になる。いずれにしても授業現場においてこのようなオンライン検索を全員に実習させることは、費用負担の面からも困難であるといえる。

6. インターネットへの展開

インターネットのWWWブラウザを利用してウェブ上で検索することができるページが、 最近急速に増えている。これらのデータベースもほとんどが有料であるか、中には機能の 一部を制限する等の条件を付けて、あるいは

「試行段階での公開」といった設定で無料に てオンライン検索を提供しているサイトもあ る。前項の「従来型オンライン検索」で紹介 したデータベースについても、現在ではその ほとんどがウェブ上での検索が可能になって おり、一般的にいえばコマンドベースに比べ て、グラフィカルな画面になり操作性も向上 している。ただウェブ検索であっても、有料 データベースに関する限り、ユーザIDとパ スワードが必要であり、検索時に使用料が課 金される訳であるから、授業で全員一斉に検 索を演習させるという点では、従来型オンラ イン検索と基本的に同じ問題が発生する。 (ただしLAN環境の教室からインターネッ トを利用する場合は通話料としての電話代は 不要である。)

したがって授業でウェブ検索をしようという場合は、無償でアクセスできるページを利用する方が現実的であるし、またそのようなホームページは現在多数存在する。下記に示すサイトは、図書館学課程の授業で図書情報の検索に利用可能と考えられるページの一例である。

(INACSIS Webcat

http://webcat.nacsis.ac.jp/webcat.html

学術情報センターが提供する大学図書館等の総合目録データベースである。図書及び雑誌の目録をタイトル、著者名、出版者、出版年等から検索することができる。試行的に運用しているため、現在のところユーザ登録は不要でありインターネットに接続されたパソコンであれば誰でも無料で利用できるようになっている。このことから授業で図書目録の検索をするのに適したページの一つである。②TRC図書館流通センター

http://www.trc.co.jp/index.asp

(株)図書館流通センターが提供する検索ページで、1980年1月以降に出版された日本の新

刊書籍約74万件(1999年7月現在)を無料で 検索することができる。キーワードは書名、 著者名、出版社、ISBN、NDC分類、ジャ ンル等であり、このうち書名と著者名につい てはAND・OR検索も可能になっている。

③紀伊國屋書店

http://bookweb.kinokuniya.co.jp/

ホームページ上から会員登録を行い、会員になることで図書の検索と購入ができるようになっている。ただし非会員であっても、出力件数10件までという機能制限はあるものの、無料で検索(和書、洋書、音楽CD)ができるようになっている。

④三省堂書店

http://www.books-sanseido.co.jp/

worldshop.html

紀伊國屋書店と同様にホームページ上から 会員登録を行い、その後に図書の検索と購入 ができるようになっている。検索のみを行う 場合でも会員登録の手間は必要になるが、登 録料および検索にかかる費用は必要ない。

上記のホームページはいずれも無料で図書 情報の検索ができることから、前述の授業で 検索を行う場合に問題となったアカウントと 費用の点はクリアできる。しかしそれ以外に 検討すべき問題もある。それは検索要求に対 する「レスポンスの安定性」である。誰でも 自由に利用できるということは、登録制とい う形態で会員を限定した有料データベースに 比べるとどうしてもレスポンスの安定性が悪 くなる。(もっともインターネットそのもの が、接続状態の具合によってレスポンスは一 定にならないという特性を持っている。)筆 者の「情報検索演習」における授業でも、検 索キーワードを入力後、数分待っても結果が 出てこないため、結局検索を断念したような ケースを何度か経験している。困ることは通 信回線の混み具合などが事前には分からない

ため、授業が始まってから「今日は使えない」ということが判明することである。オンライン検索という利用の仕方に限らないが、現在の段階ではインターネットを授業で活用する場合にいつでも生じうる問題といえる。このような事態に備えため、当面はインターネットに関する限り、代替授業の準備ということが必要になるであろう。

ところで、前述のサイトは、図書情報を検 索することが可能なページの例であるが、 「情報」を図書に限定せず、もう少し広義に 解釈すれば無数に存在しているホームページ そのものが巨大なデータベースであるとみる こともできる。ただホームページはインター ネット利用者であれば、現在誰でも自由に情 報発信できるメディアであるから、利用する 上では当然注意すべき点もある。情報検索と いう視点から見れば、この巨大な情報源は有 料オンライン検索で利用するデータベースの ように体系的に整理されている訳ではない。 また求めている情報がどの程度存在し、また その情報の質が信頼できるものであるかどう かは基本的に不明である。それらはホームペー ジ作成者によって大きく左右されるからであ る。よく言われることであるが、多くの人に とってホームページのほとんど大部分は不要 な情報であり、情報の質もまさに玉石混淆で ある。しかし現実にこれだけの膨大な量の情 報が存在し、その中の一部には自分に有益な 情報が含まれている可能性を考えれば、この 巨大なメディアを有効に活用する手法を身に つけておくことは大きなメリットになる。逆 な見方をすれば、玉石混淆であることが、か えって有益な情報を探し出すための格好の題 材になっているともいえる。この意味から、 司書教諭課程における「情報メディアの活用」 のような授業で、ウェブ検索を活用していく ことは非常に意味があると考える。

ホームページを探索するシステムをサーチ

エンジンなどと呼ぶが、現在無料で利用する ことができるサーチエンジンは多数存在する。 代表的な2つのサーチエンジンについて簡単 に紹介する。

①Yahoo! JAPAN (ヤフー)

http://www.yahoo.co.jp/

目的のページやリンク情報が分野ごとに整理されている、いわゆるディレクトリ型のサーチェンジンである。分野には「芸術」「ビジネス」「政治」「教育」「健康」「コンピュータ」・・・など全部で14種類の大分類があり、次いで中分類、小分類、という階層構造になっている。キーワードからの検索もできるが、ロボット型サーチェンジンに比べると登録ページ数は少ない。また最近では、自分の欲しいカテゴリーだけを集めたり、画面を見やすい形にカスタマイズできる「My Yahoo!」というサービスも始まっている。

②goo (グー)

http://www.goo.ne.jp/

探索したいホームページに関するキーワードを入力して、検索を行うロボット型のサーチエンジンである。ロボットと呼ばれるホームページアドレスを自動収集するプログラムを利用しているので、ディレクトリ型に比べると登録ページ数は圧倒的に多い。複数のキーワードをANDやORでつないだり、日付やデータタイプなどの細かな条件指定ができるため、検索の自由度はかなり高い。

以上は代表的な二つのサーチェンジンである。サーチェンジンを初めて使う場合は、一般にディレクトリ型が分かりやすいといわれるが、「情報メディアの活用」などで様々な情報を探索したり、調査したりするのには検索条件を細かく指定できる「goo」の方が適しているということができる。いずれにしても、このような情報検索のためのホームページを今後は授業の中で積極的に活用していく

必要があると考える。

7. 学校図書館の課題

最後にもう一度話を図書館に戻し、学校図書館が抱えている問題や課題をまとめておきたい。現在、学校図書館を取り巻く情勢は、大変厳しい状況にあるといえる。学校図書館がその機能を十分果たしていくためには、単に図書資料が整備されているというだけでは不十分であり、人的資源の確保と適切な人員配置が必要不可欠である。

学校図書館にコンピュータが導入され、資料の電子化やマルチメディア化が進むにしたがって、情報を有効に利活用でき、現場で適切な指導のできる司書教諭や専門職員が必ず必要になってくる。長い間指摘されてきた問題点の一つに「司書教諭の不在」があった。学校図書館法第5条に「学校図書館にはいるとない」となってはりの間できる」という条文にはいるを置かないことができる」という条文に状態で、40年以上も司書教諭の置かれない状態が放置されてきた。しかし1997年6月の法改正によって、ようやく2003年4月からは小規模校を除くすべての学校に対して、司書教諭を配置することが決定された。

司書教諭講習規程に関しても1998年3月に 見直しが行われ、履修科目の種類および単位 が改正されている。新旧カリキュラムを対比 すると次のようになる。(カッコ内は単位数)

(1)

◇旧科目	7科目8単位	
学校図書館	通論	(1)
学校図書館	の管理と運用	(1)
図書の選択		(1)
図書の整理		(2)
図書以外の	資料の利用	(1)
児童生徒の	読書活動	(1)

学校図書館の利用指導

◇新科目	5 科目10単位	
学校経営と	学校図書館	(2)
学校図書館	メディアの構成	(2)
学習指導と	学校図書館	(2)
読書と豊かる	な人間性	(2)
情報メディ	アの活田	(2)

改正によって科目数は減少しているが、単位数が増加しており、事実上資格取得のためのハードルは高くなったといえる。これまでは、たとえば経験年数を生かした科目の履修免除措置により、7科目すべてを履修しなくても資格の取得ができたり、また公共図書館の司書講習科目と併用する場合には一部の科目が読み替え可能であるなど、科目の履修負担が軽減されていた。しかし今回の改正によって、単位修得に対するこれらの軽減措置が一定の経過期間を経た後に廃止される。

したがって今後は、特に司書と司書教諭資格の両方を取得しようとする者にとっては、履修上の条件が厳しくなることになる。このことは言い換えれば、学校図書館に必要な司書教諭というものの役割がより鮮明になったということ、また司書と司書教諭の資格取得に対する相違点を明確に打ち出したものであるといえる。

このように制度面の上では、司書教諭に対する位置付けや学校現場で要求される専門性 および必要性という観点からの改訂が実行さ れたことになる。

司書教諭の課題という点での別の側面として、コンピュータネットワークへの連携ということがあげられる。本論の中でも繰り返し述べてきたように、情報化の波が学校現場に浸透することによって、インターネット利用が恒常化していく。誰もが自由にホームページを閲覧するようになるにしたがって、司書教諭が果たすべき役割はいっそう重要になってくる。ホームページの利用という意味でい

えば、当初は情報を入手するという受け身的 な使い方をするケースが圧倒的に多いが、や がて自分自身の考えを積極的かつ主体的に発 信するためのツールとして利用したいという 具合に、ユーザ側に意識変化が生じていく。 この場合ユーザは、ハード的な面でも、また ソフト的な面においても、様々な対応やサー ビスを求めてくる。そしてそのようなときに、 学校図書館の役割や位置付けがいっそう明確 になるであろう。高度情報化社会に向け、小・ 中・高におけるコンピュータ授業が今後さら に進んでいくならば、学校図書館は単なる本 の所蔵場所という位置付けではなく、情報受 発信基地の最前線という立場で、総合的な情 報センターあるいはコミュニケーションセン ターのような役割を担っていけるのではない だろうか。そのような場にふさわしい司書教 諭の育成が、今後ますます重要になってくる と考える。

■参考文献

「図書館概論」 北嶋武彦編著 東京書籍

「情報検索演習」 緑川信之編著 東京書籍

「ホームページにおける著作権問題」 インターネット弁護士協議会 毎日コミュニケーションズ

「よくわかるコンピュータソフトウェア著作権のQ &A」 森本紘章著 松柏社

「国立国会図書館電子図書館プロジェクト」 http://www.ndl.go.jp/ndlelp/

「電子図書館の動向と学術情報流通」 済賀宣昭 http://www.lib.ehime-u.ac.jp/

「学術情報センター電子図書館サービス」 http://www.nacsis.ac.jp/ nacsis.index.html

user/saiga/saigadenx.html

「デジタル図書館と著作権」 名和 小太郎 http://www.dl.ulis.ac.jp/DLjournal/ No_4/nawa/nawa.html